

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

公立学校施設はこれまでも大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて再認識されています。

しかし一方で、多くの公立学校施設において、防災機能としての備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などが十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが必要です。

国は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策とあわせて全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、国におかれては、下記の事項について速やかに実施するよう要請します。

記

- 1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対してその周知徹底に努めること。
- 3 公立学校施設の防災機能向上に当たり、地方公共団体が整備しやすいように国の財政支援制度を充実すること。
- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、地方公共団体に情報提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年7月4日

上田市議会議長 南 波 清 吾